

新型インフルエンザ等対策特別措置  
法等の一部を改正する法律等の施行に  
伴う関係条例の整理に関する条例をこ  
こに公布する。

令和3年2月12日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第1号

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律等の 施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(野田市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 野田市国民健康保険条例(昭和43年野田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

(野田市介護保険条例の一部改正)

第3条 野田市介護保険条例(平成12年野田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第9条第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力

を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。